

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和8年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	38
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	39
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52

3 標準生計費

第16表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月分）	53
-------------------------------------	----

4 人事院勧告等の概要

人事院勧告・報告の概要	54
-------------	----

1 職 員 給 与 関 係

令和 8 年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和 8 年 4 月 1 日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

3 調査時期

令和 8 年 4 月 1 日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和8年職員給与等実態調査)

職務の種類 職員の例 給料表 区 分			職 員 数				平 均 年 齢		平 均 経 験 数		平 均 扶 養 親 族 数	
			令和8年 4月	構成比	令和7年 4月	増減率	令和8年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和7年 4月	令和8年 4月	令和7年 4月
全 職 員			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
			20,485	100.0	20,419	0.3	42.8	42.7	20.2	20.0	0.9	1.1
行 政 職	行政職員	行 政 職	4,684	22.9	4,685	△0.0	41.4	41.3	18.6	18.5	0.8	0.9
県 関 係 の 職	計		11,925	58.2	11,896	0.2	42.9	42.7	20.4	20.2	1.0	1.2
	行 政 職	行政職員	4,279	20.9	4,275	0.1	41.5	41.5	18.7	18.6	0.8	1.0
	公 安 職	警 察 官	2,882	14.1	2,873	0.3	39.5	39.3	18.4	18.2	1.3	1.6
	海 事 職	船 員	46	0.2	49	△6.1	41.0	41.5	20.4	20.4	1.2	1.6
	教 育 職	高校・特別支援 学校の教諭	4,204	20.5	4,205	△0.0	46.7	46.5	23.6	23.4	1.0	1.2
		小中学校 の 教 諭	47	0.2	46	2.2	41.9	42.9	18.9	19.8	1.2	1.3
	研 究 職	農林水産工業 関係研究員	204	1.0	207	△1.4	42.7	42.1	19.0	18.4	0.8	1.0
	医 療 職	医師及び 歯科医師	27	0.1	23	17.4	41.3	43.5	15.9	18.0	0.4	0.4
		獣 医 師	91	0.4	97	△6.2	47.7	46.5	23.1	21.9	0.7	0.7
		保 健 師	93	0.5	94	△1.1	35.0	34.2	12.2	11.2	0.4	0.3
	任期付研 究員の職	若手型任期付 研 究 員	1	0.0	1	-	*	*	*	*	*	*
	特 定 任 期付の職	特定任期付 職 員	4	0.0	4	0.0	66.8	66.5	38.3	39.7	0.0	0.0
	任 期 付 の 職	行政職員	47	0.2	22	113.6	55.7	56.1	30.1	30.6	0.2	0.5
市 町 村 立 学 校 関 係 の 職	計		8,560	41.8	8,523	0.4	42.6	42.6	19.8	19.8	0.8	0.9
	行 政 職	行政職員	405	2.0	410	△1.2	40.6	39.9	17.7	17.1	0.6	0.6
	教 育 職	小中学校 の 教 諭	8,109	39.6	8,059	0.6	42.7	42.8	19.9	20.0	0.8	0.9
	医 療 職	小中学校の 栄養職員	46	0.2	54	△14.8	37.3	37.2	15.2	15.2	0.6	0.6

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。

3 任期付研究員の職とは、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1項第2号の規定により採用された職員の職である。

4 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和8年職員給与等実態調査)

給料表		全職員		県関係職員												市町村立学校関係職員											
年齢 階層		行政職		人	11,925	4,279	人	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医業職(1)	医業職(2)	医業職(3)	第2号任期付 研究員給料表		条例第7条第1項の給料表		行政職 (任期付の職)	人	4	47	人	行政職	教育職(3)	医業職(2)
		人	4,684													人	36	46	4,204								
計	20,485	4,684	人	52	11,925	4,279	人	2,882	46	4,204	人	204	27	91	93	人	1	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
20歳未満	52	16	人	52	11,925	4,279	人	36	46	4,204	人	204	27	91	93	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
20歳以上 24歳未満	595	161	人	353	11,925	4,279	人	178	46	4,204	人	204	27	91	93	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
24歳以上 28歳未満	1,452	462	人	832	11,925	4,279	人	291	3	78	人	15	2	1	22	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
28歳以上 32歳未満	1,645	403	人	897	11,925	4,279	人	298	6	177	人	13	9	3	21	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
32歳以上 36歳未満	1,794	454	人	974	11,925	4,279	人	305	8	199	人	25	1	6	14	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
36歳以上 40歳未満	2,045	532	人	1,127	11,925	4,279	人	292	6	314	人	33	3	4	16	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
40歳以上 44歳未満	2,314	444	人	1,354	11,925	4,279	人	331	4	569	人	18	2	11	2	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
44歳以上 48歳未満	2,489	494	人	1,485	11,925	4,279	人	343	6	629	人	21	-	7	-	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
48歳以上 52歳未満	2,984	700	人	1,894	11,925	4,279	人	340	3	830	人	23	1	24	4	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
52歳以上 56歳未満	2,962	668	人	1,818	11,925	4,279	人	301	7	829	人	26	2	18	3	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
56歳以上 60歳未満	2,124	350	人	1,110	11,925	4,279	人	167	3	562	人	27	4	16	9	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46
60歳以上	29	-	人	29	11,925	4,279	人	-	-	-	人	-	3	-	-	人	*	人	4	47	人	8,560	人	405	8,109	人	46

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 82.8	% 8.2	% 8.9	% 0.1	% 54.1	% 45.9
	行政職	100.0	80.6	10.1	9.4	—	60.1	39.9
県 関 係 職 員	計	100.0	80.5	4.3	15.0	0.1	64.4	35.6
	行政職	100.0	82.1	8.2	9.7	—	62.9	37.1
	公安職	100.0	52.9	0.5	46.1	0.5	88.5	11.5
	海事職	100.0	13.0	43.5	43.5	—	100.0	—
	教育職(2)	100.0	97.1	2.7	0.2	—	50.2	49.8
	教育職(3)	100.0	100.0	—	—	—	59.6	40.4
	研究職	100.0	96.6	1.0	2.0	0.5	71.6	28.4
	医療職(1)	100.0	100.0	—	—	—	63.0	37.0
	医療職(2)	100.0	91.2	6.6	2.2	—	39.6	60.4
	医療職(3)	100.0	97.8	2.2	—	—	24.7	75.3
	第2号任期付 研究員給料表	100.0	*	*	*	*	*	*
	条例第7条第 1項の給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
	行政職 (任期付の職)	100.0	57.4	12.8	29.8	—	51.1	48.9
関市 町 係 村 立 学 校 員	計	100.0	86.0	13.7	0.3	—	39.8	60.2
	行政職	100.0	64.0	30.6	5.4	—	30.9	69.1
	教育職(3)	100.0	87.1	12.9	0.0	—	40.4	59.6
	医療職(2)	100.0	82.6	17.4	—	—	4.3	95.7

(注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和8年4月	令和7年4月	増減率	令和8年4月	令和7年4月	増減率
全 職 員	計	円 416,024	円 400,756	% 3.8	円 374,784	円 362,091	% 3.5
	給料	379,699	365,726	3.8	341,095	330,115	3.3
	扶養手当	13,313	12,561	6.0	11,558	11,079	4.3
	その他	23,012	22,469	2.4	22,131	20,897	5.9
県 関 係 職 員	計	409,920	395,145	3.7	376,384	363,830	3.5
	給料	374,631	361,422	3.7	342,484	331,816	3.2
	扶養手当	14,438	13,682	5.5	11,879	11,403	4.2
	その他	20,851	20,041	4.0	22,021	20,611	6.8
関市 町 係 村 立 学 校 員	計	424,525	408,585	3.9	357,885	343,945	4.1
	給料	386,759	371,735	4.0	326,420	312,370	4.5
	扶養手当	11,745	10,996	6.8	8,165	7,698	6.1
	その他	26,021	25,854	0.6	23,300	23,877	△ 2.4

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。

2 その他は、管理職手当、住居手当等である。

3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	全職員		県関係職員										市町村立学校関係職員			
	行政職		行政職	公安職	海事職	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	第2号任期付 研究員給料表 第1項の給料表	条例第7条 第1項の給料表	行政職 (任期付の職)	行政職	医療職(2)
① 1人当たり 給料月額	円 367,664	円 340,522	円 366,021	円 341,857	円 360,185	円 396,317	円 377,415	円 388,126	円 441,744	円 370,643	円 317,160	円 *	円 682,500	円 337,534	円 326,420	円 305,350
② 1人当たり 給料調整額	1,690	573	2,010	627	924	3,406	-	3,221	8,304	24,416	12,480	*	-	814	-	-
③ 1人当たり 教職調整額	10,345	-	6,600	-	-	18,533	16,961	-	-	-	-	*	-	-	16,428	-
④ 1人当たり 扶養手当月額	13,313	11,558	14,438	11,879	18,672	15,989	16,245	12,186	5,481	10,967	5,414	*	-	3,468	8,165	8,348
⑤ 1人当たり その他の 手当月額	23,012	22,131	20,851	22,021	17,193	19,093	14,332	23,762	488,095	37,361	23,021	*	7,500	8,688	23,300	21,780
⑥ 合計	416,024	374,784	409,920	376,384	393,584	451,807	424,953	427,295	943,624	443,387	358,075	*	690,000	350,504	357,885	335,478

(注) 1 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。

4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和8年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である子を有する者	うち子以外の扶養親族を有する者
合 計		人 9,127	人 8,901	人 357
1 人		2,828	2,639	189
2 人		3,563	3,526	77
3 人		2,106	2,106	43
4 人		523	523	34
5 人		84	84	12
6 人		17	17	2
7 人		5	5	0
8 人		1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分		計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受 給 者		人 6,659	人 3,968	人 2,691
	手当月額 11,000 円未満の受給者	4	2	2
	手当月額 11,000 円以上 28,000 円未満の受給者	3,003	1,747	1,256
	手当月額 28,000 円の受給者	3,652	2,219	1,433
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		円 26,195	円 26,219	円 26,160

職員の 借家・ 借居 間住	受 給 者	人 75	人 56	人 19
	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 13,384	円 13,430	円 13,247

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満	700 km以上 900 km未満	900 km以上 1,100 km未満	1,100 km以上 1,300 km未満	1,300 km以上 1,500 km未満	1,500 km以上		
受給者数	人 132	人 9	人 34	人 241	人 27	人 3	人 1	人 3	人 33	人 483	円 49,992

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分	全職員		県関係職員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,650	% 71.5	人 9,348	% 78.4	人 5,302	% 61.9
交通機関等利用者	1,692	8.3	1,616	13.6	76	0.9
交通用具使用者	12,787	62.4	7,579	63.6	5,208	60.8
交通機関等と交通用具の併用者	171	0.8	153	1.3	18	0.2
非 受 給 者	5,835	28.5	2,577	21.6	3,258	38.1
計	20,485	100.0	11,925	100.0	8,560	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,578		円 9,926		円 6,202	
職員1人当たり平均手当月額	6,135		7,781		3,841	

- (注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経年数の推移

(令和8年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 率 増 加	平均年齢	平均経年数
	給 料	扶養手当	その他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	100.0	-	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	100.2	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	100.7	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	100.9	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	101.2	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	101.4	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	101.5	0.2	42.4	19.7
令和5年	351,498	11,803	21,956	385,257	101.6	0.0	42.5	19.8
令和6年	355,556	11,746	22,198	389,501	102.7	1.1	42.6	19.9
令和7年	365,726	12,561	22,469	400,756	105.6	2.9	42.7	20.0
令和8年	379,699	13,313	23,012	416,024	109.7	3.8	42.8	20.2

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成28年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和8年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人		人	人	人	人	人	人	人
2								1	1
3								11	2
4								15	7
5	9	22	4					12	4
6		25	3					6	3
7		12	5					2	5
8		19	9					1	1
9	9	25	10					2	
10		24	9						
11		16	6						
12		15	9						
13	9	19	13			1			
14		10	15						
15		28	11				19		
16		14	17	2			10		
17	8	22	16	3			6		
18	1	29	17	3			7		
19	1	22	16				2		
20		9	20	3					
21	7	18	20	1			2		
22	2	26	19	6			3		
23	8	20	16	10					
24		20	14	6			4		
25	80	13	19	12			1		
26	9	18	13	18			2		
27	12	19	19	9	1		5		
28	4	12	20	6	1				
29	76	18	13	10	1				
30	21	10	15	15	3		1		
31	12	12	20	19			2		
32	2	9	14	16	1				
33	51	12	23	15	1				
34	26	8	25	14					
35	25	7	15	20	2		1		
36	6	12	30	14	2				
37	19	5	19	16	2				
38	8	8	20	15	4		1		
39	7	3	21	17	6	8			
40	5	4	14	13	2	5			
41	20	2	17	19	2	10	1		
42	6	7	14	13	6	12			
43	13	6	15	18	3	9			
44	3	7	18	19	4	17			
45	11	6	19	23	4	10	4		
46	5	3	10	14	8	10			
47	13	2	9	22	14	19			
48	3	3	11	21	7	16			
49	6	5	9	20	5	8			
50	4	3	5	14	13	17			
51	9	1	11	19	10	7			
52	1	1	11	21	10	11			
53	9		6	19	14	15			
54	2	1	7	19	15	7			
55	5		8	27	13	6			
56	1		10	24	17	8			
57	6	4	7	18	18	5			
58	3	2	2	17	18	3			
59	4	1	2	23	20	3			
60	2		1	17	25	3			
61	5	1	3	15	25	3			
62	5	1		15	28	4			
63	3	2	3	15	19	2			
64	2	1	1	11	23	2			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	2	1	2	18	29	1			
66	2	1		9	32	1			
67	4			21	25				
68		3	1	13	17	2			
69	3			13	17				
70				20	26				
71	3			12	25	1			
72				14	31				
73	1	1	2	9	31	13			
74	2	1		7	23				
75				10	27				
76		1		8	17				
77			1	13	24				
78			1	8	10				
79				11	17				
80			2	11	11				
81				12	14				
82				6	8				
83		1		7	7				
84				5	5				
85	1			153	92				
86									
87									
88									
89									
90	1								
91									
92									
93	2								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103		1	1						
104									
105									
106									
107									
108		1							
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	580	637	758	1,086	835	239	71	50	23
								総 計	4,279

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	12								
4									
5									4
6									4
7	26								4
8									1
9									
10									
11	25								
12		1							
13	5								
14									
15	17						1		
16				1					
17	12								
18	2			1					
19	9								
20	2	1		2					
21	42	5	1	1	1				
22	4	1		1					
23	7	22	3	2					
24	6	1	1	1					
25	85	10	1	1					
26	6	3	2	1					
27	3	23	2	1					
28		4	4		2			1	
29	32	12	1	3	1			4	
30	7	7	4		1			2	
31	6	19	5	1				2	
32	1	13	6	1				1	
33	19	9	5	3				1	
34	3	8	6	1	1			1	
35	3	21	6	3	1			4	
36	1	9	3	1	2				
37	7	19	6		1			3	
38		12	5	3	3			1	
39	1	23	7	4	1			2	
40		14	6	1	2			1	
41	2	22	2	2	1		1	1	
42	2	8	5	3		1	3		
43	2	14	9		2	1	3		
44		17	6	2	3	3	1		
45	1	14	7	4	2		3	4	
46	1	7	9	3	2	2	1		
47		10	22	2	2		7		
48		11	19	1	1	1	1		
49	2	13	19	4	1	4	6		
50		4	16	3		2	2		
51		14	17	6	5	1			
52		9	13	7	4	5	2		
53		10	8	6	4	3	4		
54		12	22	4	12	6			
55		9	12	8	12	7	4		
56		4	10	7	4	4	1		
57		12	18	1	8	6			
58		4	11	9	6	6	2		
59		1	11	21	12	4	2		
60		1	13	19	7	4			
61			8	16	9	5	3		
62			9	16	10	3	2		
63			9	18	8	4			
64			7	17	11	3	1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65			14	19	13	2	2		
66			10	18	12	5	1		
67			12	14	10	3	1		
68			8	14	5	6	1		
69		2	8	13	11	3	2		
70			12	8	2	5	1		
71			8	11	6	5			
72			11	6	13	3	1		
73			14	7	7	3	2		
74			10	7	9	1			
75		1	10	7	12	8			
76			12	13	9	5			
77		1	16	20	13	11			
78			12	10	14	3			
79			14	10	12	6			
80	1		18	12	12				
81		1	9	16	9	3			
82			6	13	9	2			
83			2	20	9	5			
84		1	4	19	6				
85			1	22	88	29			
86			3	12					
87			8	8					
88			4	10					
89			2	11					
90			2	15					
91	1		2	10					
92			5	5					
93			3	7					
94		1	1	5					
95				8					
96		1		4					
97			2	8					
98			4	5					
99			3	11					
100			4	5					
101			1	10					
102	1	1	2	6					
103			2	4					
104			4	7					
105		1	3	5					
106			1	2					
107		1		5					
108		1	1	2					
109			2	5					
110		1	3	3					
111			1	6					
112				7					
113		1	1	5					
114			3	6					
115				6					
116				4					
117			4	3					
118			1	6					
119			1	4					
120				1					
121				9					
122			3						
123			1						
124									
125									
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129			1						
130			2						
131									
132									
133			1						
134									
135									
136			1						
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	356	447	650	721	423	183	61	28	13
								総 計	2,882

その3 海事職給料表（船舶に乗り組む職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10							
11							
12							
13					1		
14							
15							
16							
17							
18							
19			2				
20			1				1
21		1		1			
22							
23				1			
24				1			
25			1				1
26							
27			1				
28							
29				1		1	
30			1	1			
31		1	1				
32			1				
33				1			
34					1		
35		1					
36							
37			1				
38						1	
39							
40							
41		2	1				
42							
43				1			
44							
45		1		2			
46			1				
47							
48		1					
49					1		
50							
51		1					
52							
53				1			
54							
55							
56						1	
57		1					
58							
59							
60							
61						1	
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65							
66							
67							
68							
69		2					
70					1		
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80				1			
81							
82							
83				1			
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94				1			
95							
96							
97							
計	0	11	12	13	4	4	2
						総 計	46

その4 教育職給料表(2)

高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2		10			
3					
4					
5		9			
6					
7					1
8		1			
9		12			1
10					
11					4
12		1			1
13		15			2
14					5
15					10
16		1			8
17		17		1	10
18		3			10
19					2
20	1	10			2
21	1	25			20
22		2			
23		1			
24		4			
25		27			
26		4		1	
27	1	2			
28	2	3		1	
29	1	42			
30		6			
31		3		1	
32	1	4			
33	1	27		2	
34		6		1	
35		3		2	
36		2		4	
37	1	25		1	
38	1	13		2	
39		5		2	
40		5		3	
41	2	32		2	
42		8		8	
43		9		3	
44		3		6	
45	6	34		6	
46		14		6	
47	1	7		6	
48		7		7	
49	5	21		6	
50		12		5	
51		11		6	
52	1	11		2	
53	4	33		6	
54		9		5	
55		8	1	5	
56	2	7		3	
57	8	36		4	
58	2	14		1	
59	2	22		3	
60	1	17		5	
61	6	51		34	
62	2	25			
63	1	20			
64	2	17			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	6	46			
66		24			
67		25			
68		24			
69	12	34			
70	2	34			
71	1	25			
72	5	16			
73	2	35			
74	2	30			
75	1	34			
76	2	28			
77	1	28			
78	3	46			
79	1	25			
80	2	23			
81	5	33			
82	3	31			
83	2	33			
84	1	21			
85	3	31			
86	2	38			
87	7	26			
88	5	37			
89	5	34			
90	3	25			
91	2	36			
92	5	38	1		
93	5	26	1		
94	6	35			
95	4	32			
96	2	33			
97	4	28			
98	4	23			
99	2	29	1		
100		25			
101	4	37	1		
102	5	29	1		
103	4	26			
104	6	22	1		
105	3	29			
106	6	44			
107	10	29			
108	7	37			
109	4	30			
110	1	33			
111	1	40			
112	3	33			
113		41			
114	1	36			
115		39			
116		31			
117		51			
118		46			
119		51			
120	2	37			
121	1	48			
122		41			
123	1	52			
124		54			
125		45			
126		40			
127	1	55			
128	1	55			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
129		70			
130	1	38			
131		54			
132		47			
133	3	40			
134		54			
135	1	59			
136		53			
137	1	41			
138	1	36			
139		48			
140		37			
141		38			
142	2	35			
143	1	23			
144		23			
145	2	106			
146	1				
147	3				
148	2				
149					
150	2				
151	1				
152					
153	4				
計	251	3,720	7	150	76
				総 計	4,204

その5 教育職給料表(3) (県関係職員)

〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45		1			
46					
47					
48					
49		1			
50					
51					
52					
53		1			
54					
55					
56					
57		1			
58					
59					
60		1			
61					
62					
63		1			
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65					
66		1			
67		2		1	
68		2		1	
69		1			
70		1			
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77		3			
78		2		1	
79					
80		1			
81		1			
82					
83					
84		1			
85		3			
86		1			
87					
88					
89					
90					
91		2			
92		1			
93					
94					
95		2			
96					
97					
98					
99					
100		2			
101					
102		2			
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111		1			
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
121					
122					
123					
124					
125		1			
126					
127					
128					
129		1			
130					
131					
132		1			
133					
134					
135		1			
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150		1			
151					
152					
153					
154					
155		1			
156					
157					
計	0	43	0	4	0
総 計					47

その6 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1	1		
6			1		
7					9
8			2		3
9			3		2
10			3		2
11			2	1	
12			2		1
13		3		1	
14			1		
15			1		
16			1		
17		3	3	1	
18		3	1		
19			2		
20			2		
21		4			
22		2	3		
23		1	1		
24		1			
25		1	3	1	
26			5	1	
27		1	1		
28				2	
29		2			
30		1	1		
31			1	2	
32			1		
33		5	1	2	
34		1	1	1	
35		3		3	
36			3		
37		4	1		
38				2	
39		1	2	2	
40				2	
41		2	1	1	
42		1		1	
43			1	1	
44			1		
45		1	1		
46		2	1	2	
47		1	2	1	
48			2		
49		2	1		
50		1	1	1	
51				2	
52		1	1		
53			1		
54					
55			1	2	
56					
57				13	
58			1		
59					
60					
61		1			
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65		1			
66					
67					
68			1		
69			1		
70			1		
71					
72			2		
73			2		
74					
75			1		
76					
77			1		
78					
79					
80					
81			16		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	53	89	45	17
				総 計	204

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				2
6				1
7				2
8				1
9	7			
10				1
11				
12				
13	4			
14				
15				
16				
17			1	
18				
19				
20				
21	1			
22	1			
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37	1		1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48	1			
49				
50	1			
51				
52				
53				
54				
55				
56			1	
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73			1	
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
計	16	0	4	7
			総 計	27

その8 医療職給料表(2)(県関係職員)

保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							1
11							
12							1
13							
14							1
15							
16							
17							
18							
19			1	1			
20							
21				1			1
22							2
23				2			
24							
25			1				1
26				1		1	
27		1	1				
28							
29				1			
30							
31		1			1		
32						1	
33							
34				1			
35						1	
36		1		1		1	
37							
38					2		
39				1		1	
40	1						
41						1	
42					1		
43					2		
44				1		1	
45				2	1		
46				2		1	
47					1		
48			1		1		
49						1	
50							
51					2		
52					1	1	
53						4	
54					2		
55		1	1				
56				1	3		
57					1		
58					1		
59					1		
60					1		
61							
62				1			
63							
64					1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65				3			
66				2			
67							
68				1			
69					1		
70					1		
71							
72							
73					2		
74							
75		1					
76					1		
77					4		
78							
79			1				
80				1			
81							
82							
83							
84							
85			1				
86			1				
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101			1				
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1	6	9	23	31	14	7
						総 計	91

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10			1			
11						
12						
13			1			
14			1			
15		2				
16		1	2			
17		1	1			
18			1			
19		6				
20		1				
21			1			
22		6	2			
23		2	1			
24		2	1			
25						
26		1	1			
27		5				
28						
29						
30		2	1			
31			2			1
32						1
33		1	3			
34						
35						
36		2		1		
37		1		2		
38						
39		2				
40		1		2		
41						
42				3		
43		1		1		
44			2			
45						
46		1	1	1		
47		1				
48				1		
49						
50		1				
51				1		
52						
53						
54				1		
55					1	
56						
57						
58						
59					1	
60						
61						
62						
63		1				
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				1	2	
66						
67						
68						
69					1	
70					2	
71					1	
72						
73						
74						
75					1	
76					1	
77						
78					1	
79					1	
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91				1		
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	41	23	15	12	2
					総 計	93

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15	1								
16									
17									
18			1						
19	1	2							
20									
21		1	1						
22									
23	4	3	1						
24	1	1							
25	2	3							
26	1	4	1						
27	9	2	2						
28	1	2							
29		1	1						
30	1	5							
31	12	1	1						
32	2	3	2						
33	2	1	4						
34	1	1	4						
35	11	1	3						
36	1	1	1						
37	1	2	6						
38			2						
39	4	1	2	1					
40	2	1	9						
41	1		12						
42	4	2	5	2					
43	4	2	4	1					
44	2		6	2					
45	2	1	6	1					
46	1	1	3	2					
47	7	1	2	2					
48		1	3	2					
49		2	4	3					
50	1	1	5	1					
51	3	1	5	1					
52		2	3	2					
53				2					
54		1	1	2					
55	1			2					
56			10	2					
57	1		3	1					
58			1	2					
59	3	1	1		1				
60									
61			1	3					
62	1			1					
63	2		1	2	2				
64				1					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65				2	2				
66				2	1				
67				1	1				
68				2	1				
69					2				
70				2	1				
71				1					
72				2	7				
73					1				
74		1			2				
75				1	3				
76				1	1				
77					2				
78				2	5				
79				2	2				
80				1	5				
81				1	4				
82				5	3				
83					8				
84				2	3				
85				10	13				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	90	53	117	75	70	0	0	0	0
総 計								405	

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員)

中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					4
3		2			5
4					14
5					17
6		1			39
7					31
8					24
9		1			35
10					16
11					20
12					24
13		107			23
14		1			17
15		1			25
16		6			13
17		129			15
18		1			15
19		3			5
20		13			24
21		119			
22		3			
23		6			
24		11			
25		118			
26		5			
27		12			
28		27			
29		106			
30		9		1	
31		7			
32		37		1	
33		133			
34		21			
35		18			
36		31		1	
37		113			
38		27		1	
39		22		1	
40		28		1	
41		117		1	
42		32			
43		29			
44		32		1	
45		117		3	
46		27		1	
47		24	1		
48		34	1	2	
49		117		4	
50		30		2	
51		38		8	
52		27		2	
53		95		5	
54		44		10	
55		36	1	4	
56		36	1	3	
57		119		9	
58		46		12	
59		49		5	
60		34	2	10	
61		101		12	
62		43		19	
63		47		11	
64		32		22	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65		89		18	
66		53	1	11	
67		67		25	
68		40	1	16	
69		91		12	
70		48		22	
71		63		18	
72		54		10	
73		105		13	
74		44	1	20	
75		54		12	
76		49	2	10	
77	1	85		14	
78		50		11	
79		56		9	
80		50		6	
81		90	1	39	
82		48			
83		57	4		
84		60			
85		81	1		
86		62			
87		53	1		
88		53	1		
89		83			
90		57			
91		63			
92		55			
93		91			
94		58			
95		46			
96		52			
97		57	1		
98		57			
99		43			
100		58			
101		42	1		
102		45			
103		54			
104		56			
105		56	2		
106		40			
107		37			
108		43			
109		29			
110		47			
111		43			
112		37			
113		33			
114		57			
115		40			
116		39			
117		46			
118		34			
119		38			
120		27			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
121		35			
122		26			
123		46			
124		48			
125		44			
126		46			
127		42			
128		43			
129		38			
130		36			
131		43			
132		41			
133		44			
134		52			
135		53			
136		39			
137		64			
138		55			
139		58			
140		64			
141		42			
142		39			
143		62			
144		51			
145		44			
146		37			
147		54			
148		51			
149		52			
150		46			
151		48			
152		59			
153		52			
154		39			
155		29			
156		33			
157		157			
計	1	7,301	23	418	366
				総 計	8,109

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16			1				
17		1					
18		1					
19		1					
20							
21			1				
22		1					
23			2				
24							
25		1					
26							
27							
28							
29			1				
30		1					
31							
32							
33		1	1				
34							
35		1					
36							
37		1					
38		1	4				
39							
40			1				
41			1				
42			1				
43							
44			1				
45			2				
46							
47							
48			1				
49			1				
50			1				
51			1				
52							
53							
54							
55							
56			1		1		
57							
58			1				
59							
60							
61							
62							
63			1				
64			1				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
65							
66			1				
67							
68			1				
69			1				
70							
71							
72			1				
73			2				
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100			1				
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108			1				
109							
計	0	11	34	0	1	0	0
						総 計	46

その13 2号任期付研究員

〔先導的な役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の「かん養」に資する研究業務に従事する職員に適用〕

号	給	人	員
1			人
2			*
3			*
		総 計	1

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

行政職給料表適用〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人	員
1		人
2		*
3		12
4		*
5		8
6		*
7		*
8		*
9		*
	総 計	22

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 特定任期付職員

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号	給	人	員
1			人
2			*
3			*
4			*
5			3
6			*
7			*
		総 計	4

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された335事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種。）

(3) 調査実人員

調査実人員は5,313人（初任給関係429人、初任給関係以外4,884人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は4,237人（初任給関係378人、初任給関係以外3,859人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は22,899人で、うち行政職に相当するものは13,608人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から101事業所を無作為抽出法によって抽出した。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和8年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満
	産業計	92 事業所	29 事業所	63 事業所
農 業 , 林 業 、 漁 業		-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		13	1	12
製 造 業		4	0	4
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 , 郵 便 業		23	6	17
卸 売 業 , 小 売 業		13	6	7
金 融 業 , 保 険 業 、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		6	5	1
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		33	11	22

(注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が9箇所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(以下、各表について同じ)。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。

4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員		円	円	円
		大学卒	214,693	219,229	209,274
		短大卒	195,831	201,251	187,010
	新卒技術者	高校卒	189,614	-	189,614
		大学卒	222,244	*	221,878
		短大卒	189,153	228,774	185,048
		高校卒	200,547	217,043	188,036
	新卒事務員・技術者計	大学卒	216,701	219,507	214,789
		短大卒	193,705	203,071	185,977
		高校卒	193,872	217,043	189,194

(注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	本 表 2 規 模 500 人 以 上 及 び 本 表 3 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満 の 対 応 級 欄 を 参 照 の 事 。
	大 学 卒	3	48.5	541,570	73	541,497		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	－	－	－	－	－		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	152	52.3	590,214	5,231	584,983	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職（取締役 兼任者を除く。）	
	大 学 卒	96	52.5	626,071	4,943	621,128		
	短 大 卒	30	52.2	511,003	3,864	507,139		
	高 校 卒	26	51.6	542,359	8,157	534,202		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 部 長	47	50.3	526,529	9,622	516,907		
	大 学 卒	29	49.5	523,933	2,107	521,826		
	短 大 卒	13	51.6	534,536	14,316	520,220		
	高 校 卒	5	52.1	522,331	45,433	476,898		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
事 務 部 次 長	72	52.5	573,079	3,161	569,918	前記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職 中間職（部長－ 課長間）		
大 学 卒	53	52.0	604,708	2,479	602,229			
短 大 卒	9	53.0	439,357	4,196	435,161			
高 校 卒	10	55.0	493,009	6,374	486,635			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	13	51.0	534,340	11,188	523,152			
大 学 卒	4	50.9	597,401	0	597,401			
短 大 卒	6	49.2	463,418	0	463,418			
高 校 卒	3	54.6	571,675	52,643	519,032			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	
	大 学 卒	284	49.3	535,296	9,747	525,549		
	短 大 卒	179	48.8	558,001	9,498	548,503		
	高 校 卒	47	49.5	469,891	5,201	464,690		
	中 学 卒	58	50.9	520,684	14,365	506,319		
		－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	121	46.9	523,680	14,874	508,806		
	大 学 卒	62	45.9	551,520	4,117	547,403		
	短 大 卒	32	48.2	484,594	13,481	471,113		
	高 校 卒	25	47.6	478,983	34,319	444,664		
技術	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 課 長 代 理	189	46.7	471,640	31,314	440,326	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中間職（課長一 係長間）	
	大 学 卒	117	46.3	492,589	35,765	456,824		
	短 大 卒	39	46.2	410,694	19,596	391,098		
	高 校 卒	31	49.0	482,485	32,512	449,973		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	46	47.7	530,299	26,552	503,747		
	大 学 卒	18	44.6	488,789	19,453	469,336		
	短 大 卒	10	45.7	525,928	14,080	511,848		
	高 校 卒	17	52.2	590,620	41,122	549,498		
中 学 卒	*	*	*	*	*			
関係	事 務 係 長	357	45.4	419,790	45,825	373,965	係の長及び係長 級専門職	
	大 学 卒	187	44.3	422,494	45,351	377,143		
	短 大 卒	81	45.1	387,478	43,363	344,115		
	高 校 卒	89	48.3	442,552	49,098	393,454		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	199	43.7	495,307	64,713	430,594		
	大 学 卒	77	41.8	498,242	63,136	435,106		
	短 大 卒	47	42.9	385,781	43,999	341,782		
	高 校 卒	75	46.1	552,550	77,721	474,829		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術 関係 職種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者	
	大 学 卒	386	39.7	361,044	32,264	328,780		
	短 大 卒	219	37.5	367,309	33,096	334,213		
	高 校 卒	79	43.2	342,439	27,266	315,173		
	中 学 卒	87	44.8	354,927	33,443	321,484		
		*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	
	技 術 主 任	207	40.1	421,584	66,568	355,016		
	大 学 卒	86	38.7	383,430	62,953	320,477		
	短 大 卒	49	43.3	361,004	52,985	308,019		
	高 校 卒	71	39.7	502,253	78,215	424,038		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	1,044	36.7	287,833	28,555	259,278		
	大 学 卒	500	33.7	301,985	32,267	269,718		
	短 大 卒	274	38.8	262,726	21,459	241,267		
	高 校 卒	262	40.8	286,243	28,710	257,533		
中 学 卒	8	40.8	280,905	26,103	254,802			
技 術 係 員	588	32.0	343,975	42,912	301,063			
大 学 卒	293	31.5	368,631	46,914	321,717			
短 大 卒	125	31.5	315,115	34,371	280,744			
高 校 卒	166	33.6	313,894	41,127	272,767			
中 学 卒	4	37.5	295,100	53,341	241,759			

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第14表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行政職9級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事 務 部 長	55	54.2	656,800	259	656,541	2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職(取締役 兼任者を除く。)	
	大 学 卒	36	54.6	718,357	308	718,049		
	短 大 卒	8	54.3	508,401	306	508,095		
	高 校 卒	11	52.1	545,635	0	545,635		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
技 術 部 長	4	51.0	817,348	0	817,348			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
事 務 部 次 長	30	52.5	669,345	44	669,301	前記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上 記部の次長と同 等と認められる 部の次長及び部 次長級専門職 専門職(部長一 課長間)		
大 学 卒	27	52.3	687,698	49	687,649			
短 大 卒	*	*	*	*	*			
高 校 卒	*	*	*	*	*			
中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 部 次 長	*	*	*	*	*			
大 学 卒	*	*	*	*	*			
短 大 卒	－	－	－	－	－			
高 校 卒	－	－	－	－	－			
中 学 卒	－	－	－	－	－			

職 種 名		調 査 実 人 人	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務・技術関係職種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	132	49.5	587,354	11,243	576,111		
	短 大 卒	90	48.8	610,146	10,401	599,745		
	高 校 卒	26	50.1	487,268	4,229	483,039		
	中 学 卒	16	52.1	620,541	25,222	595,319		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長	32	48.7	687,947	27,662	660,285		
	大 学 卒	18	47.6	698,929	0	698,929		
	短 大 卒	6	53.4	689,128	78,142	610,986		
	高 校 卒	8	49.1	636,120	106,457	529,663		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長 代 理	74	47.1	487,563	23,785	463,778	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長級)	行政職 5級、6級
	大 学 卒	40	47.8	518,894	26,923	491,971		
	短 大 卒	15	43.7	398,572	11,273	387,299		
	高 校 卒	17	48.7	511,343	31,272	480,071		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長 代 理	22	50.5	628,095	40,744	587,351		
	大 学 卒	8	46.9	549,143	29,915	519,228		
	短 大 卒	4	52.3	645,228	32,239	612,989		
	高 校 卒	10	52.8	688,318	53,036	635,282		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 長	100	48.5	478,577	43,972	434,605	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	45	48.6	473,679	37,600	436,079		
	短 大 卒	23	46.7	418,023	43,831	374,192		
	高 校 卒	32	49.6	533,618	56,429	477,189		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 係 長	57	46.4	673,152	100,708	572,444		
	大 学 卒	20	45.7	689,196	115,146	574,050		
	短 大 卒	3	51.0	419,576	42,220	377,356		
	高 校 卒	34	46.7	673,281	94,219	579,062		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 213	歳 39.2	円 375,069	円 29,189	円 345,880	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	128	37.3	379,973	31,166	348,807		
	短 大 卒	43	42.3	349,644	19,938	329,706		
	高 校 卒	42	45.0	381,942	30,671	351,271		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	74	39.2	524,951	77,187	447,764	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	
	大 学 卒	19	36.1	455,278	44,880	410,398		
	短 大 卒	5	43.0	393,918	55,860	338,058		
	高 校 卒	49	39.9	563,165	89,748	473,417		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 員	434	36.2	291,683	27,821	263,862		行政職1級
	大 学 卒	216	33.3	310,567	32,140	278,427		
	短 大 卒	118	37.4	253,443	19,972	233,471		
	高 校 卒	97	41.6	295,977	27,788	268,189		
	中 学 卒	3	41.7	272,651	17,697	254,954		
	技 術 係 員	88	33.9	460,325	80,664	379,661		
	大 学 卒	50	33.2	456,220	87,055	369,165		
	短 大 卒	12	39.8	464,145	77,242	386,903		
	高 校 卒	25	33.5	475,350	66,148	409,202		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	97	50.9	540,818	8,920	531,898	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	60	50.7	551,350	8,695	542,655		
	短大卒	22	51.0	512,389	5,761	506,628		
	高校卒	15	51.3	539,825	14,465	525,360		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	43	50.2	493,728	10,707	483,021		
	大学卒	27	49.6	482,663	2,318	480,345		
	短大卒	11	51.1	510,190	17,162	493,028		
	高校卒	5	52.1	522,331	45,433	476,898		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	42	52.5	466,696	6,606	460,090			
大学卒	26	51.6	469,476	6,437	463,039			
短大卒	8	53.1	451,632	4,748	446,884			
高校卒	8	54.8	472,921	8,997	463,924			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	12	51.6	498,819	12,949	485,870			
大学卒	3	53.3	497,620	0	497,620			
短大卒	6	49.2	463,418	0	463,418			
高校卒	3	54.6	571,675	52,643	519,032			
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実 人 人	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大 学 卒	152	49.1	472,155	7,933	464,222		
	短 大 卒	89	48.9	485,445	8,240	477,205		
	高 校 卒	21	48.3	440,380	6,852	433,528		
	中 学 卒	42	50.1	460,689	7,842	452,847		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長	89	46.2	459,060	9,844	449,216		
	大 学 卒	44	45.0	470,780	6,372	464,408		
	短 大 卒	26	47.1	443,558	508	443,050		
	高 校 卒	17	47.1	428,995	11,371	417,624		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 課 長 代 理	115	46.3	454,562	39,390	415,172	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)	行政職4級
	大 学 卒	77	44.9	468,786	43,766	425,020		
	短 大 卒	24	48.7	423,343	28,281	395,062		
	高 校 卒	14	49.5	430,853	34,731	396,122		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 課 長 代 理	24	45.1	439,159	13,326	425,833		
	大 学 卒	10	42.6	436,762	10,434	426,328		
	短 大 卒	6	41.7	451,324	2,724	448,600		
	高 校 卒	7	51.3	451,507	24,158	427,349		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事 務 係 長	257	43.5	382,667	46,995	335,672	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大 学 卒	142	41.7	391,971	49,973	341,998		
	短 大 卒	58	44.1	369,788	43,092	326,696		
	高 校 卒	57	47.4	372,227	43,437	328,790		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	技 術 係 長	142	42.3	407,629	46,968	360,661		
	大 学 卒	57	40.1	413,965	40,182	373,783		
	短 大 卒	44	42.6	384,499	44,066	340,433		
	高 校 卒	41	45.4	423,672	60,110	363,562		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実 人 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務・技術関係職種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職2級(一部は3級)
	大 学 卒	173	41.0	330,259	39,012	291,247		
	短 大 卒	91	37.9	331,967	38,484	293,483		
	高 校 卒	36	45.0	328,395	41,548	286,847		
	中 学 卒	45	44.5	324,189	36,597	287,592		
		*	*	*	*	*	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
	技 術 主 任	133	40.7	356,672	59,899	296,773		
	大 学 卒	67	39.5	361,251	68,532	292,719		
	短 大 卒	44	43.3	356,859	52,623	304,236		
	高 校 卒	22	39.2	341,974	47,871	294,103		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 係 員	610	37.3	283,229	29,432	253,797		行政職1級
	大 学 卒	284	34.1	290,860	32,433	258,427		
	短 大 卒	156	40.5	275,043	23,431	251,612		
	高 校 卒	165	40.0	277,329	29,555	247,774		
	中 学 卒	5	40.0	287,795	33,120	254,675		
	技 術 係 員	500	31.7	326,934	37,382	289,552		
	大 学 卒	243	31.2	352,821	39,669	313,152		
	短 大 卒	113	31.0	305,321	31,554	273,767		
	高 校 卒	141	33.6	289,805	37,394	252,411		
	中 学 卒	3	38.8	308,852	59,906	248,946		

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
					うち時間外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話 交換手を除く。
	自家用自動車運転手	5	53.4	386,350	105,284	281,066	
	守 衛	-	-	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	-	-	
海事 関係 職種	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	総トン数5トン以上の 汽船の乗組員
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	同上
	運 航 士	-	-	-	-	-	同上
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	同上
	甲 板 手 ・ 操 機 手	8	41.6	736,475	139,362	597,113	同上
	甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-	同上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 7	歳 54.1	円 691,904	円 0	円 691,904	
	大 学 教 授	41	53.4	622,316	0	622,316	
	大 学 准 教 授	35	46.1	512,318	0	512,318	
	大 学 講 師	21	37.8	447,503	0	447,503	
	大 学 助 教	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 諭	-	-	-	-	-	
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の - 研究所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構 - 成員7人以上の部 (課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 - (係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 - の者(研究所長の職 名を有する者、上記 研究部(課)長及び 研究室(係)長)を除 く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)		(A)－(B)	
医療関係職種	病 院 長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	部下に医師又は歯 科医師5人以上
	副 院 長	3	61.7	1,588,123	226,667	1,361,456	上記病院長に事故 等のあるときの職務 代行者
	医 科 長	13	53.9	1,539,111	323,571	1,215,540	部下に医師又は歯 科医師1人以上
	医 師	20	47.1	1,086,251	177,158	909,093	
	歯 科 医 師	3	49.4	887,433	0	887,433	
	薬 局 長	4	48.0	576,312	106,588	469,724	部下に薬剤師2人以 上
	薬 剤 師	35	35.3	387,038	39,430	347,608	
	診 療 放 射 線 技 師	58	39.4	338,162	28,671	309,491	
	臨 床 検 査 技 師	51	35.5	311,702	31,860	279,842	
	栄 養 士	45	37.4	263,959	8,356	255,603	
	理 学 療 法 士	117	34.0	292,236	5,288	286,948	
	作 業 療 法 士	108	37.1	295,490	6,350	289,140	
	総 看 護 師 長	8	58.4	547,392	10,174	537,218	部下に看護師長5人 以上
	看 護 師 長	113	47.5	400,752	38,210	362,542	部下に看護師又は 准看護師5人以上
	看 護 師	252	35.7	334,775	53,397	281,378	
	准 看 護 師	73	50.2	305,828	46,651	259,177	

第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和8年職種別民間給与実態調査)

係員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
68.2	31.8	68.3	31.7	66.6	33.4

3 標準生計費

第 16 表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月分）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	25,290	45,310	56,060	66,810	77,560
住 居 関 係 費	58,270	75,490	65,100	54,720	44,340
被 服 ・ 履 物 費	3,970	4,400	6,140	7,880	9,620
雑 費 I	23,170	29,010	40,210	51,400	62,600
雑 費 II	7,810	15,070	17,620	20,160	22,710
合 計	118,510	169,280	185,130	200,970	216,830

令和 8 年 4 月の標準生計費算定方法

- 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。
食 料 費・・・食料
住 居 関 係 費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費・・・被服及び履物
雑 費 I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）
- 2 人～5 人世帯については、家計調査における令和 8 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。
なお、1 人世帯については、那覇市と全国の平均 4 人値から各費目別標準生計費を算定した。

4 人事院勧告等の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

参 考 資 料

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務(本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格)

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

▶ 「本府省幹部職員等」(次官級～課長級)について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、**実力本位の人事制度へ**

※「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格 (令和9年夏に具体的な内容を報告)

1 職務・職責をより重視した給与体系

- ▶ 本府省幹部職員等のポストを対象とする**俸給表を新設し**、各ポストの**職務・職責に応じて俸給月額を決定**
- ▶ **人材獲得競争で見劣りしない給与水準に**

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当(業績等手当、通勤手当、転勤手当を基本に)

- **業績等手当(ボーナス)[新設]**(年2回支給)
人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」(優秀な者に支給)と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成
- **転勤手当[新設]**
転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

- ▶ 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜てきするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- ▶ 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

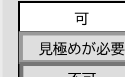
【見直し後の昇任時の見極めスキーム(特別評価)】

【現行】2段階



改善措置を行ったにもかかわらず改善されない場合に降任可能

【新制度】3段階



条件付昇任期間を延長し、再度評価
改善措置なしで降任可能

3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- ▶ 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、**転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設**
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする**広域異動手当の支給割合を引上げ**
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする**特地勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大**
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、**給与上のインセンティブ向上を目指す**

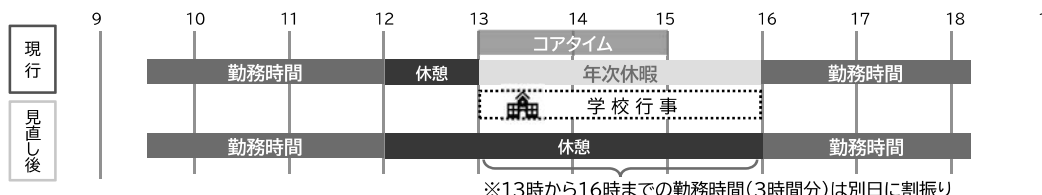
働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、**伴走支援の対象府省を拡大**
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする**調査・指導を強化**

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる**無給休暇を新設**
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、**コアタイムを設定しないことも可能に**

例:コアタイムが13時から15時までに設定されている職場に勤務する職員が、13時から16時の間に学校行事に参加する場合



2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ(記載されたスキルは例示)

	業務スキル		対人スキル		概念化スキル	
スキルセット カテゴリー	各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル					
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など	業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など	マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など	将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
マインドセット カテゴリー	変化の時代に求められるマインドセット					
	学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など					
	普遍的に求められるマインドセット					
	誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など					

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を向上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断